

令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験 変更点について

令和5年度教員採用選考試験の変更点について確認してください。

変更点 1 英語資格等保有者対象特別採用選考について ※実施要項 P12 (5) 参照

- ・ 中学校英語及び高等学校英語科教諭の志願者で、CEFR B2相当以上の英語力を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。

《新 設》				
【申請要件】				
	対象者	出願及び採用の取扱い	必要書類	
対象区分	①	中学校英語、高校英語教諭 普通免許状を取得又は取得見込みの者	/	
	②	民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに3年以上ある者。	「実務経験証明書(英語を使用した業務に従事していることが分かる書類)」を提出。	
	③	英語以外の普通免許状を取得又は取得見込みの者で、志願校種の英語教員として志願する者	合格者は、臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。	/
	④	大学・大学院在学中又は科目等履修生で、「教育の基礎的理解に関する科目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得し、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ(授業、特別活動などの実践経験)等を終了している者(予定者を含む)。	合格者は、臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。	2次試験合格後、採用までに、大学作成の「学力に関する証明書」及び「推薦書」を提出。
出願手続	出願時の電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を郵送にて提出すること。ただし、資格試験については、平成29年4月1日以降に受験した試験を対象とする。上表②の対象者は「実務経験証明書」も併せて郵送にて提出すること。			
免除内容	①の対象者は第1次試験の全て ②③④の対象者は第1次試験の「教職・一般教養試験」			

変更点 2	本県本務教員退職者対象特別採用選考について ※実施要項 P13 (6)参照
-------	---------------------------------------

・本県本務教員として5年以上の勤務経験があり、育児等や諸般の事情を理由に退職した者で、専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。

《新 設》	
対象者	【申請要件】 ・次の全てを満たす者 ①本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者（休職、育休等の期間は除く） ②育児等（育児、介護等）や諸般の事情（家族の転勤等による転居、転職等）を理由に退職した者で、平成31年4月1日から令和4年3月31日までに本県公立学校の臨時的任用教員として通算で12月以上の勤務実績がある者 ③懲戒処分歴がない者
出願手続	出願時の電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「自己申告書」を郵送にて提出すること。
免除内容	第1次試験の全て

変更点 3	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者対象特別採用選考について ※実施要項 P13 (7)参照
-------	--

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の有資格者で、障害の重度重複化や多様化に対応できる専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。

《新 設》	
対象者	【申請要件】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、当該資格に基づく、重症心身障害児（者）の臨床経験が平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに3年以上ある者
出願手続	出願時の電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」（重症心身障害児（者）の臨床に従事していることが分かる書類）を郵送にて提出すること。
免除内容	第1次試験の全て

変更点 4	特別免許状について ※実施要項 P12 別表参照
-------	--------------------------

- ・これまで実施してきた特別免許状による採用について、教科を追加し、出願資格を改定する。

教科	出願資格
中学校教諭 英 語 家 庭	次の 1 及び 2 の両方を満たす者。 1 次の (1) ~ (3) のいずれかに該当すること。 (1) 学校教育法第 1 条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験が、 <u>最低 1 学期間以上</u> ある者。 (2) 教科に関する専門分野に関して、 <u>営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO 法人等）、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね 3 年以上</u> ある者。 (3) <u>優れた知識経験等を有する者。</u> ・ <u>教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者</u> ・ <u>修士号、博士号の学位を有する者（原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的知識経験を備えていること）</u> ・ <u>各種競技会、コンクール、展覧会における実績を有する者（オリンピック、世界規模、全国規模のもので優秀な成績を収めた者）</u> など 2 勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる <u>1 通の推薦状</u> が提出できること。
高等学校教諭 英 語 家 庭 農 業 工 業 商 業 情 報	
特別支援学校教諭	
自立活動	

変更点 5	出願資格について ※実施要項 P2 3(2)④参照
-------	---------------------------

《新 設》	
出願資格 (追加)	中学校及び高等学校の家庭科教諭として志願できる者には、栄養教諭の普通免許状を取得又は取得見込みの者を含む。ただし、合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭（特別免許状による）として任用する。

変更点 6	小学校、中学校及び高等学校教諭志願者の特別支援学校第 2 志望について
-------	-------------------------------------

《変更前》	《変更後》
小学校、中学校及び高等学校教諭志願者は、特別支援学校を第 2 志望とすることができる。	廃止

《変更前》	《変更後》
<p>8月中旬 「適性検査」及び「小論文」の実施</p> <p>8月下旬から9月上旬 「個人面接」の実施 ※教科に関する課題面接を含む（養護教諭受験者を除く全受験者を対象とする）。 ※児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む（養護教諭受験者のみ対象とする）。 ※高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。</p>	<p>8月中旬 ・「適性検査」はオンラインで実施 ・「小論文」は廃止</p> <p>8月下旬から9月上旬 「個人面接」の実施 ※教科に関する課題面接を含む（<u>小・中学校</u>受験者を対象とする）。 ※児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む（養護教諭受験者のみ対象とする）。 ※高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。 ※<u>模擬授業を含む（高等学校・特別支援学校受験者を対象とする）。</u></p>